

「特定施設届出地区の指定」及び「道路及びその沿線の屋外広告物規制」(素案)に関する意見募集の結果及び県の考え方について

都市計画課

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	御意見の取扱い
1	<p>当該路線は、多くの建植広告物が設置されているが、現在許可地域であることから、多くの企業が費用をかけて適正に屋外広告物を設置している。 事業者にとって、屋外広告を含めた広告媒体は、事業運営には欠かすことができない。 景観も大事だが、地元の産業、事業者が成り立ってこそ質の高い景観形成といえると思う。 第3種禁止地域に指定された場合、経過措置があるとはいえ、いずれ新たな経費をかけて是正(撤去)しなければならない。 第2種許可地域から、いきなり3段階も厳しい一般広告物が設置できない第3種禁止地域にするのではなく、掲載内容変更等で掲載が続けられるなら納得いただけると思う。</p> <p>要望案としては、以下のような内容を期待する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般広告物を禁止するのではなく、第2種許可地域から第1種許可地域(もしくは第5種禁止地域)とし、許可基準を変更する。</li> <li>2. 高さの規制を現状の10m以下から5m以下へ変更。</li> <li>3. 色彩や配色の規制を設ける。彩度5以下、配色割合など。</li> <li>4. ビジュアル主体のデザインにする。</li> </ol>	<p>当該路線は、周辺地域の土地利用の進展や今後の半導体関連企業の集積により、国内のみならず、海外からも多くの人が行きかうことが予想されます。そのため、「世界有数の半導体集積地の玄関口にふさわしいシンボルロード」として、将来の企業集積等も考慮し、主要な国・県道と同等の道路となる多車線化事業の計画を進めています。 その沿道の景観についても、豊かな自然との調和も図りながら、質の高い、品格のある景観形成を目指し、良好な景観への誘導を図っていくことが必要です。 しかし、現状では、約4kmの区間に100件を超える多数の一般広告物が設置されており、現在も増加している状況です。 御意見にある広告物の高さや色彩等の基準の変更では、本県が目指す景観形成を図ることは困難であることから、他の主要な国・県道沿線の指定状況も勘案し、道路整備事業を実施する機会を捉え、「第3種禁止地域」に指定を変更することとしたところです。 なお、指定前に適法に表示されていた既存の広告物については、円滑に移行できるよう指定の日から1年間、また、堅ろうなものについては7年間の経過措置期間を設けています。 今回、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	参考